

大村市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（第2弾）の概要

市の緊急経済対策等

約3億7,500万円

- ①卸・小売り、サービス業への支援金（担当課：商工振興課） 約2億5,500万円
 ・生活関連サービス業事業者、専門・技術サービス業事業者、卸売業・小売業事業者などに対し、**30万円の支援金**を交付
 ※申請受付期間は、5月7日から28日まで実施予定（5月11日除く）
- ②旅客自動車運送業等への支援金（担当課：商工振興課・観光振興課） 約1,450万円
 ・タクシー事業者、代行運転事業者及び貸切バス事業者に対しては、上記に加え、**車両保有台数に応じて加算（1万円又は3万円/台）した支援金**などを交付
- ③宿泊業への支援金（担当課：観光振興課） 約1,550万円
 ・宿泊業事業者に対し、**部屋数に応じて最大200万円の支援金**を交付
 ※①～③の支援金については、売上高が前年同月比20%以上の減少のある事業者に対して交付します。
- ④農業、漁業、林業への支援（担当課：農林水産振興課・農林水産整備課） 約800万円
 ・大村産の花きや林産物を買上げ、学校・医療機関等へ配布
 ・漁場環境点検作業の実施によるしごと創出
- ⑤緊急雇用 約2,200万円
 ・雇用情勢の悪化を受け、会計年度任用職員15名（窓口受付業務・清掃業務・草刈り業務等）を緊急的に雇用
- ⑥その他の対策 約6,000万円
 ・感染防止対策用衛生用品の購入費や予備費の増額など

国の緊急経済対策

約99億3,000万円

- ①特別定額給付金（仮称）（担当課：福祉総務課） 約97億7,000万円
 ・市民1人当たり**10万円**の給付による家計支援を実施
 ・給付対象者は、令和2年4月27日（基準日）時点の住民基本台帳登載者
- ②子育て世帯への臨時特例給付金（担当課：こども家庭課） 約1億6,000万円
 ・児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人あたり**1万円**を上乗せして給付
- ③持続化給付金
 ・感染症拡大の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少した中小事業者、個人事業者などに対し、法人は**上限200万円**、個人事業者等は**上限100万円**の給付金を支給
 ・Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を実施した上で、申請支援を行う窓口を設置予定

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第2弾) 予算3億7500万円

①卸・小売り、サービス業 (2億5,500万円)

1店舗30万円

市内に所在する生活関連サービス業、専門・技術サービス業、卸・小売業に對して、支援金を交付します。(緊急経済対策補助金の対象飲食店等を除く)

②旅客自動車運送業 (1,450万円)

1事業所30万円

タクシー1台 1万円

貸切バス1台 3万円

事業所が市内にある、旅客自動車運送事業者に支援金を交付します。

③宿泊業 (1,550万円)

1室 2万円

(上限200万円)

市内に所在するホテル・旅館・民泊施設等に支援金を交付します。(研修施設、複利厚生施設、ラブホテル及び類似施設を除く)

④農業・漁業・林業支援 (800万円)

大村産花きや林産物を買上げ、学校・医療機関等へ配布
漁場環境点検作業の実施によるしごと創出

⑤緊急雇用 (2,200万円)

雇用15名

雇用情勢の悪化を受け、会計年度任用職員(窓口受付業務、清掃業務、草刈り業務等)を緊急的に雇用

⑥その他の対策 (6,000万円)

感染防止対策等

感染防止対策用衛生用品の購入費や予備費の増額など

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第2弾)

①卸・小売り業、サービス業への支援金 2億5,500万円(850事業所を想定)

- 申請期間：(第1次)令和2年5月7日～5月28日
- 受付場所：さくらホールロビー(休館日を除く) ※郵便申請受付可
- 申請要件：原則として、前年同月比で20%以上の売上高等の減少があるもの(創業後3か月未満のものはこの限りでない)
- 市税を滞納していないこと ●暴力団等に関与していないこと ●市内に所在する店舗に限る

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している、市内で店舗を経営する、中小事業者および個人事業者に対し、経営を維持するため、1店舗あたり30万円を交付します。対象業種は、以下のとおり。

卸売業・小売業

百貨店・総合スーパー、その他の各種商品、呉服・服地・寝具小売業、男子服・婦人・子供服、靴・履物、機械器具、家具・建具・畳、自動車、自転車、機械器具、家具・建具・畳、じゅう器、医薬品・化粧品、農耕用品、書籍・文具、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器・写真機・時計・眼鏡、花・植木用品、食品加工製造、食品営業自動車業(調理営業)、食品移動自動車(販売業)、※第1弾の対象外飲食店

生活関連サービス業

理容院、美容、エステティック、ネイルサービス、洗濯、一般公衆用浴場、旅行、旅行者代理、家事サービス、衣類縫製修理、結婚式場、写真業、着付け、貸衣装、警備、学習塾、音楽教授、書道教授、そろばん教授、外国語会話教授、スイミングスクール、接骨、整骨、はり・きゅう、マッサージ、整体、整骨、鍼灸、マッサージ、ボウリング、バッティング、フィットネス、スポーツジム、卓球場、ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、ゲームセンター、ダンスホール、カラオケボックス業(飲食営業許可がないもの)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第2弾)

②旅客自動車運送事業者への支援金 1,450万円

- 申請期間：令和2年5月7日～5月28日
- 受付場所：さくらホールロビー(休館日を除く) ※郵便申請受付可
- 申請要件：原則として、前年同月比で20%以上の売上高等の減少があるもの
- 市税を滞納していないこと ●暴力団等に関与していないこと ●市内に所在する事業所に限る

●タクシー業(5社)

①の支援金 30万円
に加え、各事業者が所有する
車両1台につき1万円を支給し
ます。
台数計 125台

国から許可を受け実施する有償貨物
運送(テイクアウト)支援
(5月13日までの許可)

●貸切バス業(1社)

①の支援金30万円
に加え、事業者が所有するバ
ス1台につき3万円を支給しま
す。
台数計 7台

●福祉タクシー業(9社)

①の支援金30万円に加え、各事業者
が所有する車両1台につき1万円を支
給します。台数計16台

●代行業(16社)

①の支援金30万円(各社)に加え、
各事業者が所有する車両1台につき1
万円を支給します。台数計41台

●海上タクシー(1社)

①への支援金30万円

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第2弾)

③宿泊業への支援金 1,550万円

- 申請期間: 令和2年5月7日～5月28日
- 受付方法: 郵送による受付 ※観光振興課への持参も可
- 申請要件: 令和2年3、4、5月のいずれかの1か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少していること
- 市税を滞納していないこと ●暴力団等に関与していないこと ●市内に所在する施設に限る

市内のホテル・旅館・民泊業等を維持するため1室につき2万円を交付します。
【上限額200万円】(研修施設、複利厚生施設、ラブホテル及び類似施設を除く)

●ホテル・旅館業(21施設)

上限額 2施設 × 200万円 = 400万円

548室 × 2万円 = 1,096万円
(19施設の室数合計784室 - 2施設236室 = 548室)

ホテル・旅館 400万円 + 1,096万円 = 1,496万円

●農家民泊(9施設)

合計 11室 × 2万円 = 22万円

●簡易宿泊施設(3施設)
合計 16室 × 2万円 = 32万円

民宿・簡易宿泊 合計 22万円 + 32万円 = 54万円

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第2弾)

④農業・漁業・林業への支援金 800万円

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が悪化している、市内の農林水産業者に
対し、下記の支援を行います。

●農業【230万円】

農林水産省の「花いっぱいプロジェクト」とタイアップした活動として、市内小中学校や医療機関等を対象に大村産カーネーションや胡蝶蘭、トルコギキョウ等を贈呈

カーネーション 10,000本
胡蝶蘭、トルコギキョウ等
21セット

●漁業【370万円】

サザエやクロダイなど、魚価の下落が著しいため、市内の3漁協に対して漁場環境点検作業による、しごとの創出

市内2漁協1支部による、隻数110隻による点検作業の実施

半日×2回実施

●林業【200万円】

外出の自粛や医療スタッフが抱えるストレスを、ヒノキの香りの癒し効果によりストレス解消を図るため、市内小中学校や医療機関等を対象に、ヒノキチップを使った香り袋を作成、贈呈

香り袋 10,000袋